

第三十三号議案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「法第五条第一項又は」を「第五条又は法第五条第一項若しくは」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2 占使用料の免除について必要な事項は、規則で定める。

第十三条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第六条第一項及び第三項並びに法第八条に規定する占用の許可に係る業務に関すること。ただし、法第七条第一項第六号に規定する仮設工作物の定型的な占用の許可に限る。

第十三条の四第二項中「第十二条中」を「第十二条第一項中」に改める。

別表二電柱の項中「一、八五六円」を「一、九三三元」に改め、同表標識の項

中「一、一〇〇円」を「一、一四五円」に改め、同表水道管、下水道管及びガスパの項中「一六五円」を「一七一円」に、「四一二円」を「四二九円」に、「八

二五円」を「八五九円」に改め、同表電線の項中「一三七円」を「一四三円」に、

「一六五円」を「一七一元」に、「四一二円」を「四二九円」に、「八二五円」

を「八五九円」に改め、同表鉄塔の項及び変圧塔及びマンホールの類の項中「一、

三七五円」を「一、四三二円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中

「五五〇円」を「五七二円」に改め、同表公衆電話所の項中「一、三七五円」を「一、四三二円」に改め、同表地下の占用物件の項中「一、〇三八円」を「一、二四五円」に、「四一二円」を「四二九円」に改め、同表高架の占用物件の項中「六八七円」を「七一六円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項中「一、一八四円」を「一、四二〇円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「一〇、八〇〇円」を「一一、二八〇円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「一、九一二円」を「一、九九七円」に改め、同表ロケーションの項中「一六、八七五円」を「一七、六二五円」に改め、同表移動販売（飲食物の販売に限る。）のための占用の項中「四、〇五〇円」を「四、二三〇円」に改め、同表その他の占用の項中「四五円」を「四七円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表二の規定は、施行日以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占用について適用する。

(説明)

するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。

占用料の基礎となる固定資産税評価額の評価替えに伴い、公園の占用料を改定